

事 務 連 絡
令 和 4 年 1 0 月

各所属所長 様

埼玉県教育局教育総務部福利課長
公立学校共済組合埼玉支部事務局長
一般財団法人埼玉県教職員互助会事務局長

令和4年10月より新たに組合員となった職員への「福利のしおり」
及び「福利さいたま」の送付について

令和4年度版「福利のしおり」及び「福利さいたま」第238号を別添のと
おり送付しますので、下記のとおり貴所属職員へ配付していただきますようお
願いたします。

1 配付対象者

令和4年10月より地方公務員共済組合制度の非常勤職員への適用拡大
に伴い新たに共済組合員となった職員

2 送付部数

上記配付対象者数

3 不足又は余部が生じた場合の手続きについて

裏面「過不足数報告書」をFAXで下記担当あて御提出ください。

後日、不足分を送付いたします。なお、余部の返送は不要です。

※正確な部数把握のため、余部が生じた場合も報告書を御提出ください。

4 共済組合制度の適用拡大に係る福利厚生事業等について

令和4年9月1日付け教福第298号「令和4年10月から実施される
短時間勤務職員に対する地方公務員共済組合制度の適用拡大に係る福利厚
生事業等について（通知）」を参照してください。

問い合わせ先

埼玉県教育局教育総務部福利課

総務・住宅担当 柏谷

電 話：048-830-6685

FAX：048-824-2638

FAX送信先

FAX 048-824-2638

埼玉県教育局教育総務部福利課 総務・住宅担当

(※ F A X送信票は
不要です。)

過不足数報告書

記

福利のしおり 令和4年度版 部（＝下記③）

福利さいたま 第238号 部(=下記③)

所 属 所 名				
所 属 所 コー ド				

	①受領済数	②必要数 (職員数※)	③過不足数 (①－②)
福利のしおり			
福利さいたま			

※令和４年１０月の適用拡大に伴い新たに組合員となった職員

----- 送 付 先 (不足の場合は以下に貴所属所の住所・所属所名を記入してください) -----

三

長 様